



皆様、明けましておめでとうございます。本年も優経通信をよろしくお願ひいたします。無事に本年を迎えること、心より御礼申し上げます。引き続きご期待に添えるようスタッフ一同精進してまいります。今年は新年早々初雪を観測した場所も多かったですが、年末年始で休めた身体には堪えることかと存じます。防寒対策をしっかりと行い、暖かくしてお過ごし下さい。

### ～令和 8 年度税制改定大綱①（法人税・消費税）～

2025年12月19日、政府より令和8年度の税制改定大綱が公表されました。今回は、本ページ・次ページ左側を使い、関連する範囲の広い改定点を抜粋してお伝え致します。

#### ＜少額減価償却資産の特例の見直し＞

中小企業が取得した少額資産を即時償却できる「少額減価償却資産の特例」ですが、物価上昇による資産価額の上昇への対策として、対象となる資産の単価基準が「30万円未満」から「40万円未満」に引き上げられます。

注意点として、40万円未満という金額は、税抜処理・税込処理のどちらを採用しているかにより変わります。税込処理であればそのまま40万円未満ですが、税抜処理の場合は税抜40万円未満という意味合いとなりますので、実際の購入額の限度額は、税込439,999円以下となります。

また、常時使用する従業員の数が400人を超える法人は、今回の改正により本特例自体、適用が出来なくなりますのでご注意ください。

#### ＜免税事業者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し＞

免税事業者（＝インボイス発行事業者ではない事業者）からの課税仕入れについては、本来仕入税額控除が出来ませんが、経過措置として仕入税額相当額を一定の割合で控除できることとなっています。

今回の改正により、その経過措置が以下のように緩和されます。

##### ＜現行＞

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで：50%  
令和11年10月1日から：控除不可（0%）

##### ＜改正後＞

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで：70%  
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで：50%  
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで：30%

また、上記の免税事業者等からの課税仕入れの金額には限度額が定められており、本改正前は10億円が限度額となっておりましたが、本改正後は1億円と大幅に引き下げられます。

今後は、免税事業者等からの仕入れで1億円を超える部分は、仕入税額控除が0円となりますので、注意が必要です。

#### ＜インボイス発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の見直し＞

免税事業者からインボイス発行事業者となった法人・個人事業者は、売上に対し8割の仕入税額控除を行う事が出来る経過措置がございます（2割特例）。現行では適用期限が「令和8年9月30日を含む課税期間」となっておりましたが、今回の改正により、個人事業者のみ適用期限が延長となりました。

##### ＜現行＞

令和8年9月30日を含む課税期間：控除割合8割  
令和8年10月1日以降：適用無し

##### ＜改正後＞

令和8年9月30日を含む課税期間：控除割合8割  
令和8年10月1日から令和10年9月30日を含む課税期間  
：控除割合7割

法人は、経過措置の延長は無く、本改正後も令和8年9月30日を含む課税期間が適用期限となります。



## ～令和 8 年度税制改定大綱②(所得税)～

### ＜こども NISA の新設＞

NISA（少額投資非課税制度）は現在、年間 120 万円までの「つみたて投資枠」、年間 240 万円までの「成長投資枠」が用意されております。こちらは双方とも 18 歳以上が対象となっていますが、令和 8 年度の税制改定により、0 歳から 18 歳未満まで利用する事が可能な「こども NISA」が新設される見込みです（制度開始は 2027 年と見込まれています）。

このこども NISA ですが、2016 年に開始され、2023 年に廃止となったジュニア NISA と類似しており、違いを以下にまとめました。

|          | こども NISA | ジュニア NISA |
|----------|----------|-----------|
| 年間投資枠    | 60 万円    | 80 万円     |
| 非課税保有限度額 | 600 万円   | 1,800 万円  |
| 非課税保有期間  | 無制限      | 5 年間      |
| 引出可能年齢   | 12 歳以降   | 18 歳以降    |

こども NISA は年間投資枠は 60 万円とジュニア NISA よりも減っておりますが、非課税保有期間は無制限となり、子供の年齢が 12 歳を過ぎれば引出も可能となっておりますので、（引出には、子供の同意が必要です）。ジュニア NISAよりも制限が少なく、利用しやすくなっています。教育資金の形成等、ご検討されてみてはいかがでしょうか。



### ＜ふるさと納税のワンストップ特例＞

通常、ふるさと納税は寄付金控除のため、年末調整で適用できずに確定申告が必要となります。以下の条件を満たす場合、確定申告を行わずに簡単な手続きで寄付金控除を受けることができます。この手続きをワンストップ特例と言います。

#### ＜条件＞

- ① 年末調整を行っており、他の所得が 0 円
- ② 住宅ローン控除申請・医療費控除を行わない
- ③ 1 年間の寄付先が 5 自治体以内である

#### ＜申請方法①（書面）＞

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を入手し（寄付を行った自治体に申請、又はダウンロード）、必要事項を記入後、寄付を行った自治体に郵送します。注意点としては、同じ自治体に複数回寄付を行った場合でも、行った回数分の申請書を郵送する必要があります。

#### ＜申請方法②（電子申請）＞

「マイナポータル」や、さとふる等のふるさと納税専門サイトから提供されるアプリから、電子申請が可能です。上記①よりも、郵送代・発送日数がかからないため、便利かつお得です。

#### ＜申請期限＞

**2026 年 1 月 10 日必着**となりますので、

申請遅れがないようお気を付け下さい。



| A型   | B型  | O型  | AB型  |
|--|---|---|--|
| 正しいかそうではないかで判断し、正攻法やセオリーにそって行動することで物事が上手に進むかもしれません。😊 | 不安にかられることも多いですが、正義や誠意にそって行えば迷いや不安も自然と解消されるかもしれません。😊 | 今年の目標に向けて早速努力を重ねましょう。細かなことにこだわらず、大事なことに向き合うといでしよう。😊 | 軌道に乗ったり結果も遅咲きとなるかもしれません。努力の先に大きな成果が待っています。頑張りましょう。 |



## 優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☎http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心より  
お待ちしております。